

市税・国民健康保険税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

換価の猶予

市税・国民健康保険税（以下、「市税等」といいます。）を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められ、なおかつ、納税について誠実な意思があると認められる、などの一定の要件に該当するときは…



その市税等の納期限から6か月以内に、担当課（北部・南部市税事務所納税課）に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税等以外に、既に滞納となっている市税等がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

徴収猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ②納税者等又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③事業を廃止し、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます。

- ⑤本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

などにより、市税等を一時に納付することができないと認められるときは…



担当課（北部・南部市税事務所納税課）に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

※上記⑤の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった市税等の納期限までに申請する必要があります。

猶予が認められると…

- 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

申請の手続

【提出する書類】

- ①「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」
- ②「財産収支状況書」

※資産、負債、収支の状況などを記載してください。

- ③担保の提供に関する書類

- ④災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）

※り災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

【申請の期限】

- ・換価の猶予：猶予を受けようとする市税等の納期限から6か月以内
- ・徴収猶予：表面①～④に該当する場合の徴収猶予については、申請の期限はありません。表面⑤に該当する場合の徴収猶予については、その納付すべき税額が確定した市税等の納期限までに申請してください。

【猶予の承認又は棄却（却下）】

提出された書類の内容を審査した後、担当課から猶予の承認又は棄却（却下）を通知します。猶予が承認された場合は、担当課から送付される「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおりになんて納付してください。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。地方税法により担保として提供することができる主な財産種類には、次のようなものがあります。

- ・国債や市長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ・土地、建物
- ・市長が確実と認める保証人の保証

※なお、次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・担保を徴することにより、事業継続又は生活維持に著しい支障が生じるなど、特別の事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができるものと認められる期間に限られます。なお、猶予を受けた市税等は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、担当課に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・猶予を受けている市税等以外に新たに納付すべきこととなった市税等が滞納となった場合

●詳しい申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引き」をご覧ください。

「猶予の申請の手引き」はさいたま市ホームページからダウンロードできるほか、北部・南部市税事務所納税課において配布しております。

●市税等を納期限までに納付できない場合には、お早目に担当課にご相談ください。

市税等を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。